

第1回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年4月11日(火) 午後3時から午後5時40分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (20名)

持山 幸 会長	平田 委員
平山 正行 会長代理	北村 博美 委員
井上 治康 委員	上田 忠夫 委員 (欠席)
北・康 委員	行武 明 委員
岡部 貢 委員	矢野 榮 委員
倉掛 正則 委員	藤井 貢 委員
平山 雅章 委員	八尋 幸 委員
川上 富男 委員	下村 喜美子 委員
山本 政明 委員	行武 勇吉 委員
山口 弘行 委員	池松 和義 委員
メ野 江 委員	

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成29年4月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地改良行為届について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第5号 農地転用計画変更申請について(5条知事許可変更)
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

山口 弘行 委員、 メ野 江 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 メ野 明子

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成29年度第1回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、14番 上田委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。10番 山口委員と11番 メ野委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号19を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、報告第1号は承認されたものとして次に参ります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	(報告第2号 番号1～番号9を読み上げる)
事務局	以上ご報告申し上げます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はございませんか。
7番	お尋ねします。6番と7番ですが旧経営主死亡の為の変更ですが、新経営主の方が高齢の86歳とか87歳の方がされていますが、これは農業委員会として何もないのでしょうか。
事務局	他の番号は確かに若い方、子供さん等が農業者になってらっしゃると思います。6番、7番については、お子さんが同居されているか確認はしておりませんが、どちらも田の貸付地の利用権設定時の経営主という考え方でいいのではないかと考えております。ただ、やはりできれば若い方に継いで頂きたいという思いはありますが、実際、農業をされているとか、地元にいられらっしゃるとか、それぞれ家庭の事情があると思いますので、おそらくこのような形になっているのではないかと推測しております。以上です。
17番	経営主変更は期限がありますか。経営主が死亡した場合は、いつまでに提出するとかありますか。
事務局	出来れば早目に経営主変更届を出して頂きたいんですが、今回、件数が多い形になっております。というのがですね、6月の利用権の更新時期になっております。利用権の更新にあたって以前の貸主さんが亡くなってあるパターンがあり、その時は、利用権更新の書類と一緒に経営主を変更してくださいと、書類をお送りしています。できれば早い方がその後がスムーズに進みますが、最低限、利用権設定を更新されるときにはこういった形でさせて頂いております。いつまでという規定はございませんが、利用権更新の時にはどなたかと契約をさせて頂かないとならないので今回、こういった形になっております。以上です。
議長	他に何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようでございますので、報告第2号は承認されたものとして次に参ります。 議案第1号 平成29年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	議案書9ページをお開きください。 議案第1号 平成29年4月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求めます。本日付け、会長名でございます。
	(議案第1号を読み上げる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議長	議案第1号 平成29年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はございませんか。
	(質問なし)

議 長	<p>ないようでございますので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号2について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>
9 番	<p>盛土高ですが、このくらいだったら申請しなくてもいいのではないですか。</p>
事務局	<p>5cmで間違いございません。正直申し上げて、この場所が、以前、水資源機構の方が3年ぐらい前に一時転用で使っていた所と聞いております。実際、土を入れて現況に戻したけれども土が浅かったという事で、土を入れたいと相談を受けました。どのくらいですかと、聞いたところ、5cmという事でしたので、そのくらいであれば、通常皆さんも土が足りなくなった時とか入れてあるので、私の方から出さなくていいとは言えないですが、ある程度その辺は誤差の範囲というか自分でできる範囲ではないでしょうかという事で、一度はお返ししたんですが、事業の関係で正式に書類を残したいという事でございまして、たった5cmですが届出をさせてくださいという事で、持ってこられましたので受けさせて頂いております。皆様の思われていることは私も感じてはいましたけど、立場上受けつけております。</p>
事務局長	<p>係長の方からご説明致しましたように江川ダムの水資源機構ですね、これの工事の関係です。一度、借りてた分を元に戻したんですが、表土が少ないとの事で表土を入れるために、水資源</p>

	<p>機構の受業者である施工業者に保障で表土戻しをしたいので、その為に正式な手続きをさせてくださいとの事でしたので受けさせて頂いております。</p>
議 長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図6ページをご覧ください。</p> <p>この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
2 番	<p>用途としては米を作られるんですか。</p>
事務局	<p>地目は田になっていますが、水田の転作の関係で直接お尋ねしたところ、野菜を作るという回答を頂いております。以上です。</p>
議 長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書17ページをお開きください。</p>

	<p>議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請人は申請地339㎡に太陽光発電パネル40枚を設置し、発電出力10.4kwの電力を九州電力に販売する計画での転用申請です。</p> <p>他の法令の許可、認可申請につきましては、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けられ、九州電力へ電線の接続、販売の申込の手続きは済まされております。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員が欠席の為、3番にお願いしております。報告をお願いします。</p>
3番	<p>区長さん、水利委員さん、近所の方との話し合いをされて承認されています。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>道路が農道になっているんですが、パネルの所は塀も何も作られないとの事で、いつでも土地の変更はきくという事ですので、問題は無いと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第5号 農地転用計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書18ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地転用計画変更申請について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法に係る事務処理要領第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用計画変更申請書が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>

事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします</p> <p>今回の変更申請は、平成28年11月29日付で農地法第5条の許可を受けていた件になります。議案書の変更の目的にあるとおり、当初計画の進入路では狭く個人の敷地であること、将来的なメンテナンスや作業の効率性、安全性を確保するための変更申請となっています。</p> <p>また、計画変更の申請と同時に、農地法第5条第1項の許可申請書が提出され、この後の議案第6号の番号4に上程しておりますので、審議のほど、よろしくお願い致します。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号 農地転用計画変更申請について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、質問はありませんか。</p>
9番	<p>別に問題は無いんですが、当初の計画があまりにもずさんではなかったかなと、敷地内を通してからという話の中でいろいろあって今度また、追加でここをした方が良いとかという話で完成してしまえばいいんですが、最初の指摘事項と大幅に変わってくるおそれが無いのかなという感じがしてきたんですが、最初の材料置場まではなんとか分かったんですが、今度の工事車両があがっていく所の道は、便利にはなるんでしょうが、最初に自宅の中を簡単に許可をしてですね、大きな山をパネルに替える計画から今度また変更するというのは、当初から、分かっていた話ではないかと単純に思います。</p>
2番	<p>実はですね分かっていたんですが、今の持ち主さんとの話に時間がかかり、今回のようになりました。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号は全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書19ページをお開きください。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を借り受けて住宅を建築するための転用申請です。</p> <p>建物としましては、木造2階建て、建築面積74.52㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農</p>

	<p>地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して整備する日常生活上必要な住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
<p>9番</p>	<p>今、言われたように、場所的には石櫃の点滅信号から砥上の方に上がっていく所にあります。住宅の方は排水関係もほとんど問題はありませんが、先程、出ていた埋立ての方で畑になるんですが、そっちの方が、問題点がいくつか出てくるのではないかと思います。埋立ての時にいびつな所の道路関係がありますので、将来的な話をして下さいと伝えてあります。家に対しては、排水の側溝が目の前に通っていますので上下水道があり、雨水も道路側に側溝がありますので何も問題もありませんでした。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
<p>会長代理</p>	<p>今、担当委員が言われた通りで、ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第6号の番号1に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、申請地の隣地において自動車整備業を営んでいますが、整備車両や部品用車両の駐車場が不足している為に、現在は工場敷地や自宅庭等に詰めて置いてある状況となっております。そのため、申請地550.7㎡を購入して、自動車整備用の駐車場として利用する目的での転用申請です。計画の車両台数は概ね20～30台を予定しています。</p> <p>尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。居住する者が、既存の集落に接続して整備する業務上必要な施設であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>

2 番	自宅に整備車両等を置いているんですが、置けない時に道路に停めてあり、通行のじゃまになってトラブルがありました。周辺住民の方や区長さんが苦情を伝えてありました。道路に停めないようにするための申請になっていますので、よろしくお願ひします。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願ひします。
会長代理	この土地だけ、道路を挟んだ向こう側とのつながりで農地の区分になってますが、両端と下は個人の住宅に挟まれています。ここだけが農地として残っていますので、今言われた理由があれば了承していいのではないかと思います。以上です。
議 長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。
9 番	現場を見に行った時に、工場敷地内に、車のエンジン等がばらして置いてあったんですが、エンジンオイル等の処理はどうなっていますか。
2 番	今までに、エンジンオイルが漏れた等のトラブルはあっていません。
9 番	周辺住民の方が良ければいいのではないですか。
議 長	他に何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第6号の番号2に賛成のかたは挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第6号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	(番号3を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、譲渡人から申請地を購入して、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積362.71㎡の2棟12戸の集合住宅を建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
16番	大東建託がまわってきて、譲渡人が売ったという感じです。水関係とかはきちんととってありますので良いと思います。以上です。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願ひします。

会長代理	別にありません。
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第6号の番号3に賛成のかたは挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第6号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。次に参ります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号4を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は平成28年11月29日に太陽光発電施設840kwの転用許可を受けていましたが、当初計画の進入路は個人の敷地である上に狭いこと、将来的なメンテナンスや作業の効率性、近隣住民や公園への来場者の安全を確保するために申請地を購入し進入路として利用するための計画となっています。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可であります。事業における総面積10,384.96㎡に占める1種農地の面積の割合が3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると思えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>これは、議案5号に関係するものですが、その時に申し上げたように、28年11月の時も要望はあったんですが、地主との折り合いがつきませんでした。やっと地主との折り合いがつき今回の申請になりましたと聞いております。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>最初、自宅の横を通って中に入ると申請されていましたが、かなり狭いので、申請地に広い道を作られた方が、原野とかありますので後々、開発するのにはいいのかなと見てきています。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第6号の番号4に賛成のかたは挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議 長	議案第6号の番号4は、全員賛成にて可決を致します。次に参ります。 議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書20ページをお開きください。 議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。 理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。 (番号1を読み上げる) あっせん委員 平山委員、山本委員 場所につきましては、別紙の配置図、22ページをご覧ください。 (番号2を読み上げる) あっせん委員 井上委員、行武芳明委員 場所につきましては、別紙の配置図、23ページをご覧ください。 以上ご提案申し上げます。
議 長	議案第7号について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か、ご質問はございませんか。 (質問なし)
議 長	質問がないようですので採決に移ります。 議案第7号に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	議案第7号は全員賛成にて可決を致します。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、を順に事務局より説明及び進行をして下さい。
事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。
会長代理	これもちまして、第1回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	17:40 終了